

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目2番15号

G F A株式会社

代表取締役 高木 良

第17回定時株主総会招集ご通知添付株主総会参考書類一部修正に関するお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は平成30年6月22日開催予定の当社第17回定時株主総会において「第4号議案 補欠監査役1名選任の件」を付議することを、平成30年5月25日開催の取締役会において決議しておりましたが、会計監査人候補者である監査法人元和と補欠監査役候補者である田近和成氏が、特別利害関係人にあたることが判明したため、平成30年6月6日開催の臨時取締役会において、補欠監査役の候補者を変更することを決議いたしました。つきましては、当社第17回定時株主総会招集ご通知の株主総会参考書類の第4号議案を下記の通り修正させていただきますのでお知らせ致します。なお、書面またはインターネットにより議決権を行使される株主様は、第4号議案につき、下記【変更後】の議案に基づき議決権を行使していただきますようお願いいたします。

敬 具

記

招集ご通知 34頁（修正箇所を下線で表示しております。）

【修正前】

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<u>（たちか かずなり）</u> <u>田近 和成</u> <u>（昭和45年4月22日生）</u>	<u>平成8年4月 株式会社十六銀行 問屋町支店</u> <u>平成9年10月 有限会社サンクリーン・タヂカ</u> <u>平成10年9月 シティバンク銀行株式会社</u> <u>平成17年10月 ナショナルオーストラリア銀行 東京支店</u> <u>平成20年12月 有限責任あずさ監査法人 第1事業部</u> <u>平成23年6月 社会福祉法人 扶壮会</u> <u>平成24年8月 公認会計士登録</u> <u>田近公認会計士事務所設立</u> <u>（現・公認会計士・税理士 田近和成事務所）</u> <u>平成25年3月 税理士登録</u> <u>田近和成 税理士事務所設立</u> <u>（現・公認会計士・税理士 田近和成事務所）</u>	一株

- (注) 1. 田近和成氏は新任の補欠監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田近和成氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 田近和成氏を社外監査役候補者として選任した理由は以下のとおりであります。同氏は公認会計士及び税理士としての専門的な知識と幅広い見識を有しており、それらを当社の監査において社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
5. 田近和成氏が社外監査役に就任した場合、当社と同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする予定であります。

【修正後】

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<u>(いけだ こうじ)</u> <u>池田 晃司</u> (昭和52年7月5日生)	<u>平成13年4月 監査法人トーマツ</u> <u>平成16年2月 公認会計士登録</u> <u>平成17年11月 税理士登録</u> <u>平成18年1月 池田晃司公認会計士事務所設立(現任)</u> <u>平成20年4月 清新監査法人(現・至誠清新監査法人)</u> <u>平成28年3月 株式会社ジオネクスト 取締役</u>	一株

- (注) 1. 池田晃司氏は新任の補欠監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 池田晃司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 池田晃司氏を社外監査役候補者として選任した理由は以下のとおりであります。同氏は公認会計士及び税理士としての専門的な知識と幅広い見識を有しており、当社の監査において社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
5. 池田晃司氏が社外監査役に就任した場合、当社と同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする予定であります。

以上